

1. 会合名	投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ(第6回)
2. 日時 場所	平成 25 年 4 月 11 日 (木) 午後 3 時 30 分～5 時 20 分 東京証券会館 第 1 会議室
3. 次第	1. トータルリターンの計算、通知の制度要綱案について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. トータルリターンの計算、通知の制度要綱案について</p> <p>事務局より、トータルリターンの規則化にあたっては、自主規制規則本文及び別に定める別表において要綱案の内容を示すことを想定している旨の説明が行われた。</p> <p>その後、事務局より、「トータルリターンの計算、通知の制度要綱案について」に係る説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。</p> <p>本日の議論を踏まえた制度要綱案の修正、積み残しとなった論点については、ワーキング・グループのメンバーに対してアンケートにて意見照会がされることとなった。</p> <p>(質疑応答の主な内容)</p> <p>「1. 本制度導入の趣旨」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の質疑応答なし。 <p>「2. 対象とする投資信託の範囲」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、国内の投資証券はすべてクローズドエンド型で上場されていることを勘案すれば、国内の投資証券をトータルリターンの通知の対象外としても問題は無い。 ・ 上場している外国の投資信託が上場廃止になった場合は、トータルリターンの通知の対象となるのか。 ⇒顧客が購入後に上場廃止になった場合は、トータルリターンの通知の対象外とすることが合理的と考える。本件は制度要綱案で明らかにすることも考える。(事務局) ・ 他社から移管された投資信託はトータルリターンの通知の対象外とすることができるがあるが、プラン変更等により同一社内で移管が発生する場合はどう考えるべきか。同一社内の移管であっても、通知はあくまで努力義務に留めるという考えもあるかと思う。 ⇒通知の対象とすべきという考えもあるかと思うが、システム開発が想定以上に大規模になってしまう可能性があることを考えると、ミニマムルールとしては対象外にしてもよいと考える。(事務局) <p>「3. 各種投資信託等の取扱い」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブルベア型ファンドは分配金も出ず、新聞等で損益が把握できるので、トータルリターンの通知の対象外としてもよいのではないか。

⇒ブルベア型ファンドであっても、約款上は分配金を出すことができるので、分配金を出さないことを理由として対象外とすることは論拠に乏しいと考える。(事務局)

- ・ブルベア型ファンドを購入する際には、顧客から確認書を徴求する等の手続もあるかと思うので、そういった手続と絡めて(対象外とすることの理由づけを)工夫することも考えられるのではないかと。

⇒ワーキング終了後に別途意見募集したい。(事務局)

「4. 対象とする顧客の範囲」

- ・特段の質疑応答なし。

「5. トータルリターンの計算方法」

- ・特段の質疑応答なし。

「6. 通知の方法」

- ・インターネット取引の契約はしているが、実際には取引画面にログインしない顧客もいる。こういった顧客の同意については書面で対応せざるをえないと考えるが、オプトアウト方式による同意も認めて欲しい。

⇒制度要綱案の書きぶりは再考させていただきたい。ただし、他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客の取扱いについては、本日お示ししているとおりとさせていただきたい。(事務局)

「7. 通知の頻度及び計算基準日」

- ・(通知の頻度を増やすことについての事務局からの問いかけを受けて)書面で送付する会社としては、通知の頻度が上がることはコスト増に直結するので、避けて欲しい。コストの問題はともかく、対応可能かどうかは現段階では回答できない。

⇒トータルリターンの計算は毎月行うが、通知は年1回にする、といった代替案もあり得ると考える。(事務局)

「8. 通知の内容」

- ・特段の質疑応答なし。

「9. 計算期間」～「14. その他」

- ・遡及適用については、制度要綱案より踏み込んだ対応が求められる可能性がある。ただし、データの持ち方にも関わってくるので、限界はあると認識している。なお、遡及適用する場合、各社の対応として、例えば、国内投信と外国投信で遡及する期間を分けるといったことも考えられる。(事務局)

2. その他

事務局より、本日の議論を踏まえた制度要綱案及び本日結論が得られなかった論点

	<p>にかかるとアンケートを送付する旨の連絡があった。あわせて、パブリックコメントの時期は5月を目標としているが、今後、協会内外と調整の上決定する旨の連絡があった。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）